

総務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(：次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。 国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3	別紙8あり	経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)	埼玉県	A 実施	水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向けた支援など総合的な対策が必要。 規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。 例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることとしている。 なお、「欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており」との指摘については、比較の根拠を把握できていないが、水素供給能力を340㎡に揃えた場合の工事費を除く構成機器について、日本2.8億円に対し、欧州1.3億円との試算例(「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(水素・燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日))もあり、水素ステーションの仕様の差異等も考慮に入れた多面的な比較が必要。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。		・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、規制緩和を図るべきである。	
110	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る等細補助基準の廃止又は緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条に規定されている。県及び指定都市が補助金の交付を受けるための基準(交付額が9,500万円以上)について、基準の廃止又は緩和を求めるもの。	【支障事例】 消防組織法第45条に規定される緊急消防援助隊(以下「緊援隊」)の車両整備に交付される緊急消防援助隊設備整備費補助金については、同補助金交付要綱第3条において、指定都市にあっては、交付額が9,500万円(以下「基準額」)に満たない場合は、交付決定を行わないこととされている。 本市では、緊援隊の車両更新は毎年1～2台程度必要だが、これに係る算定額が基準額に満たないため、当該補助金を活用できない。(添付「参考①・②」) このため、更新の先送り等により更新年度を集中化しなければならず、平成19年度以降は更新期間を延長して対応している。今後も、平成28年度及び平成33年度に更新を集中させ整備せざるを得ない見通しであり、関係車両以外の車両等の更新時期にも影響を及ぼすとともに、老朽化による年間の車両維持管理費の増大や、更新の先送りが困難な場合は、全額市費による更新を余儀なくされている。 ※他の指定都市にも同様の課題が見られる。 【制度改正の必要性】 基準額の廃止又は緩和により、当該補助金を実情に即した形とすることで、上記の課題を解決し、各自治体における緊援隊の計画的整備に大きく資するものとなる。ひいては、平成30年度を目途とする緊援隊の規模増強の計画達成につながるものと考える。(添付「参考③」)	消防組織法第45条第1項、第49条第2項及び第3項 緊急消防援助隊に関する政令第6条 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条	別紙あり	総務省(消防庁)	浜松市	E 提案の実現に向けて対応を検討	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付額は、指定都市にあっては、9,500万円以上としている。これは、地方公共団体への補助金は、補助効果とコストとの比較関係に留意し、採択基準を定めていることによるものである。しかしながら、近時の指定都市の行政規模は、従来の指定都市で想定されたような規模でないものも見受けられることから、今後、どのような対応があり得るか関係機関と検討してまいりたい。	緊急消防援助隊の車両更新を計画的に行えるよう、補助金採択基準の廃止又は緩和を重ねて願います。			

総務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調査結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
277			○ 提案主体や全国知事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の状況や見通しについて、具体的に明示していただきたい。	A 実施	平成25年6月14日閣議決定の規制改革実施計画に基づき、対応中。	6【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <参考> 6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商産業省令53)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (v)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203)] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	省令	平成27年6月5日	危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令55号)一部を改正し、運用上の指針を発出した。	
110	【全国市長会】 見直しを行う場合は、以下の問題点を十分に考慮することが必要。 (問題点) 補助金に係る予算の大幅な増加が見込めない中、基準額の緩和は指定都市の利便性を向上させる一方で、補助金獲得時の競争率を高め、結果的に指定都市以外の都市の財政を圧迫する可能性がある。			E 提案の実現に向けて 対応を検討	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付額は、指定都市にあっては、9,500万円以上としている。これは、地方公共団体への補助金は、補助効果とコストとの比較関係に留意し、採択基準を定めていることによるものである。しかしながら、近時の指定都市の行政規模は、従来の指定都市で想定されたような規模でないものも見受けられることから、今後、どのような対応があり得るか関係機関と協議してまいりたい。	6【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。	要綱	平成27年4月16日	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱(平成18年消防第49号)を改正。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
233	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る補助金採択基準の廃止	本市では、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、緊急消防援助隊登録車両の更新を行っている。しかしながら、財政状況が非常に厳しい中で、指定都市にあっては、補助金採択基準(交付額ベース、以下同じ。)が9,500万円以上と高額であるため、当該補助金を活用し車両更新を行う際に苦慮している。そのため、緊急消防援助隊登録車両の整備に対しては、等しく交付決定が受けられるよう、補助金採択基準の廃止をお願いする。	【支障事例】 指定都市消防本部は、緊急消防援助隊として多くの部隊を登録しており、全国各地で発生する大規模災害に率先して部隊を派遣し、被災地での救助救援活動に貢献しているところである。 緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する事業は様々であるが、消防車両の整備が主なものである。 本市は近年指定都市へ移行したが、指定都市移行前においては、水槽付ポンプ車1台(3,000万円程度)でも当該補助金を活用して購入できていた。 しかしながら、指定都市移行後においては、補助金採択基準が9,500万円に変更されたため、補助対象費用で1億9,000万円以上が必要となり、1台2,500万円程度のポンプ車や救急車では、更新する台数を年度に集中させるか、梯子車(1億7,000万円程度)や救助工作車(9,000万円程度)など的高額な車両と共に更新するなどの手法をとる必要がある。 このように、緊急消防援助隊設備整備費補助金について、補助額採択基準額が指定都市移行後は950万円から9,500万円の10倍となり、補助金の要望ができていく状況のため、消防車両の整備に支障をきたしている。	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条、消防組織法第44条、第45条、第49条 緊急消防援助隊に関する政令第6条	平成27年度国の予算概算要求に関する要望(全国消防協会)	総務省(消防庁)	熊本市	E 提案の実現に向けて対応を検討	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付額は、指定都市にあっては、9,500万円以上としている。これは、地方公共団体への補助金は、補助効果とコストとの比較関係に留意し、採択基準を定めていることによるものである。しかしながら、近時の指定都市の行政規模は、従来の指定都市で想定されたような規模でないものも見受けられることから、今後、どのような対応があり得るか関係機関と検討してまいりたい。	緊急消防援助隊の車両整備を計画的に行えるよう、補助金採択基準の廃止を重ねてお願いする。			
629	緊急消防援助隊の要請方法の見直し	緊急消防援助隊の要請について、被災地の市町村長がいかなる場合でも都道府県知事を経由せず、直接消防庁長官へ応援要請することができるよう規制緩和を行う	【支障・制度改正の必要性】 緊急消防援助隊は、大規模災害で都道府県内での対応が困難な場合、県域を超えた消防の応援体制であり、原則としては消防組織法第44条第1項により、緊急消防援助隊を要請する場合は、都道府県知事を通じ、消防庁長官へ応援要請をすることとなっている。なお、緊急消防援助隊運用要綱第6条第2項で都道府県知事と連絡を取ることができない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする、とされている。 しかしながら、緊急消防援助隊の応援要請は、県内での広域応援体制では消防活動が対応できない大規模な緊急性のある活動要請であり、消防管理者は市町村長であることから、都道府県知事を経由せずに直接消防庁長官へ要請を出すことが効果的効率的である。 なお、市町村長から直接消防庁長官へ派遣要請した状況を都道府県知事へ通知・報告することにより、都道府県の応援体制も可能となるものと考える。	消防組織法第44条第1項、第2項		総務省(消防庁)	長崎県	C 対応不可	緊急消防援助隊の応援等の要請を行う主体が都道府県知事とされている理由は、都道府県知事が、大規模・特殊災害が発生した場合において、当該都道府県内全域の被害状況を集約・把握し、必要と見込まれる消防力と管内の消防力を動員して応援等の必要性を的確に判断し得る主体であるからである。 仮に、市町村長が消防庁長官に対して直接緊急消防援助隊の応援要請を行うこととなる場合、地域における総合的な災害対策の責任を負う都道府県知事の権限の迅速かつ円滑な行使に重大な支障を及ぼすことが見込まれ、災害対策上このような制度設計を行うことは適切ではない。また、東日本大震災のような複数都道府県域にまたがる広域的な大規模災害においては、多くの市町村に被害が及ぶが、都道府県における集約を行わず、消防庁に多数の要請が直接行われると、国における迅速な対応に影響を及ぼすことも想定される。 以上のことから、緊急消防援助隊の応援要請については、現行制度のとおり、都道府県知事が消防庁長官に対して行うことが適切である。 しかしながら、市町村長から都道府県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行った旨の情報については、消防庁長官が緊急消防援助隊の応援の必要性等を判断する上で、非常に重要な情報となり得るものであることから、この旨の市町村長から消防庁長官に対する情報提供の在り方については、今後、検討してまいりたい。	回答については、了解しました。 今後とも、大規模・特殊災害の発生に対し、住民の生命・財産を守るため、緊急消防援助隊の迅速かつ円滑な応援体制をいただくよう協力をお願いしたい。	緊急消防援助隊の応援等要請は、引き続き都道府県知事の権限とすべきである。 市町村長は都道府県知事に緊急消防援助隊の応援等要請をすることが可能であり、さらに、この要請をすることが出来ない場合には、消防庁長官に対して直接要請することが可能である。		
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事經由事務を廃止できるようにすること。	【支障】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本市の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲したもの。しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなっており、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】 經由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2～3週間程度)が短縮されたと考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 【その他】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件經由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果) 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項		総務省、国土交通省	熊本県	C 対応不可	構造改革特別区域法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理することとなった場合の、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県知事の経由は省略することができます。	意見なし			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		（平26対応方針（平27.1.30閣議決定）抜粋） ※平27対応方針（平27.12.22閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
233	【全国市長会】 見直しを行う場合は、以下の問題点を十分に考慮することが必要。 （問題点） 補助金に係る予算の大幅な増加が見込めない中、基準額の緩和は指定都市の利便性を向上させる一方で、補助金獲得時の競争率を高め、結果的に指定都市以外の都市の財政を圧迫する可能性がある。			E 提案の実現に向けて対応を検討	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付額は、指定都市にあつては、9,500万円以上とされている。これは、地方公共団体への補助金は、補助効果とコストとの比較関係に留意し、採択基準を定めていることによるものである。しかしながら、近時の指定都市の行政規模は、従来の指定都市で想定されたような規模でないものも見受けられることから、今後、どのような対応があり得るか関係機関と協議してまいりたい。	【再掲】 6【総務省】 （10）緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。	要綱	平成27年4月16日	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防消第49号）を改正。	
629	【全国市長会】 地震等の広範囲な災害では多数の被災市町村から同時に要請が入る可能性があるほか、要請基準の統一も図られないため、消防庁や応援都道府県の混乱が懸念されることから、慎重な検討を要する。			E 提案の実現に向けて対応を検討	緊急消防援助隊の応援要請については、現行制度のとおり、都道府県知事が消防庁長官に対して行うこととすることが適切である。 しかしながら、市町村長から都道府県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行った旨の情報については、消防庁長官が緊急消防援助隊の応援の必要性等を判断する上で、非常に重要な情報となり得るものであることから、この旨の市町村長から消防庁長官に対する情報提供の在り方については、今後、検討してまいりたい。	6【総務省】 （2）消防組織法（昭22法226） 緊急消防援助隊の応援等に係る市町村長、都道府県知事及び消防庁長官の間における情報提供について、消防の応援等に関する要綱等において明確化する方向で検討し、平成26年度中に結論を得る。	通知	平成28年3月30日	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について（通知）消防広第80号	
315	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
880	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条		国土交通省、総務省	広島市	D 現行規定により対応可能	地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起こすことができることとしている。 広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行うインフラ外施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独・一般事業の対象となる。	意見なし			
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を提出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律		国土交通省、総務省	広島市	C 対応不可	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」という。))においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では充分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要と考えられる取組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた計画に係る事業に対する法律上の特例措置を講じることにより、当該事業の促進を図ることとしている。 法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。 以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティ・レール化)については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例を措置することはできない。	意見なし			
9	国政選挙への電子投票の導入	特例法の制定により国政選挙での電子投票の実施を可能にする。	本市では平成14年2月に施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に基づき、市長・市議選挙における電子投票を実施している。 これまで計4回の電子投票に成功しており、開票事務の迅速・効率化、無効投票の減少、投票方法のバリエーション化という効果を実証し、電子投票の信頼性はゆるぎないものとなっている。 現行の法制下においては、電子投票で実施する地方選挙と、自書式投票で実施するしかない国政選挙が混在することから、住民から戸惑いとともに全ての選挙での電子投票の実施を望む声が多く寄せられているところである。 また、国政選挙への電子投票導入が認められていないことが、導入を検討している多くの自治体の障壁になっており、現状のままでは、電子投票制度の普及は遅々として進まないばかりか、制度を維持することも困難になるのではないかと危惧するところである。 なお、国政選挙への導入によって、開票時間の大幅な短縮や無効票の減少などの有効性が広く有権者に浸透することで、導入に対するコンセンサスが得られやすくなると考えており、電子投票が広く全国に普及することで経費節減にも寄与するものと考えている。	公職選挙法第46条		総務省	新見市	C 対応不可	国政選挙への電子投票の導入については、選挙手続の中核である投票方法の在り方の問題であり、また、国政選挙に電子投票を導入する法案が過去において議員立法として提案された経緯もあり、国会において十分に議論いただく必要がある。	①国政レベルでの大規模な選挙で、自書式投票を採用しているのは、先進国の中で日本のみである。 ②1回の国政選挙で約700億円かかっている状況で、その費用の削減には開票時間の短縮による時間外手当等の削減が最も効果的である。 ③正確で迅速な開票結果を国民に提供するには電子投票の導入がベストである。 以上の3点の理由により、電子投票を全国に普及させるため、選挙制度を所掌する総務省に対し、積極的な検討を要望するものである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整提案 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
880	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。					
881	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。					
9	【全国市長会】 電子投票に係る課題解決を行うとともに、先進的な団体において導入・実施できるよう検討すること。			C 対応不可	電子投票に係る課題解決については、機器の信頼性向上のための技術的条件の見直しや当該条件への適合確認等の取組を実施しているほか、財政的支援として特別交付税による措置を講じているが、国政選挙において電子投票の実施を可能とすることについては、現行の自書投票主義の変更を伴うものであり、投票方法の在り方に間わってくるものであること、また、国政選挙に電子投票を導入する法案が過去に議員立法として提案されたが、投票結果の検証手段や参議院比例代表選挙の名簿登載者の公平な表示、導入費用等が論点となり最終的に廃案になった経緯もあることから、国会において十分にご議論いただく必要のある事項である。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
332	政治資金収支報告書のインターネット公表の公表期間の制限撤廃	政治資金規正法に定める収支報告書のインターネットでの掲出は、法定受託事務の処理基準において、3年と定められている。県民の利便性の向上や事務の効率化の観点から、掲出期間の制限を撤廃すべき。	①本県では収支報告書の文書保存期間を5年とし、閲覧期間の3年を超えるものについての公開は、公文書開示請求により対応している。 ○平成22年度請求件数(請求対象団体数) 34団体分 ○平成23年度請求件数(請求対象団体数) 7団体分 ○平成24年度請求件数(請求対象団体数) 3団体分 ○平成25年度請求件数(請求対象団体数) 請求なし ※複数の団体の閲覧等請求の場合もあり、請求ペースでは件数は上記より減少する。 ②インターネットによる提出期限を文書保存期間と合わせることで、情報の透明性向上と公開手続きの簡素化、利便性向上につながる。 ③政治活動の透明性の確保の観点から、政治団体の活動内容を国民の監視下におくということは政治資金規正法の立法趣旨にもかかなうものである。 ④事務上の支障を考慮しても、長期間にわたって収支報告書を公表することで得られる利益は大きく、かつ、法解釈の変更によって容易に達成できる事項である。 ⑤都道府県の判断で可能な限り公表しておけるよう、制限(法解釈上の取扱い)を撤廃されたい。	政治資金規正法第20条第4項、第20条の2第2項	別紙あり	総務省	群馬県	C 対応不可	政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者の政治活動が国民の監視と批判の下におかれるようにすることを目的に、①政治団体の会計責任者による会計帳簿の保存(第16条第1項)、②総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会による収支報告書の保存(第20条の2第1項)、③収支報告書の閲覧又は写しの交付の請求(第20条の2第2項)などの仕組みを設けており、これらの保存又は閲覧等の請求の期間は、いずれも収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日までとされている。 収支報告書のインターネット公表に関しては、e-Japan戦略等に基づき、各行政機関による任意の行政サービスの一環として行っているものであるが、収支報告書の保存又は閲覧等の請求の期間内において認められるものである。 なお、保存又は閲覧等の請求の期間そのものを見直すことについては、上記の期間など政治資金規正法上の規定を見直す必要があり、政党その他の政治団体の政治活動のあり方と密接に関連する事項であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。 また、収支報告書に係る電磁的記録を閲覧期間を超えて保存すること、当該記録を情報公開条例に基づき閲覧等に供することは、政治資金規正法上禁止されているものではない。	収支報告書のインターネット公表が、政治資金規正法に規定する保存又は閲覧期間に限定されているため、この期間を超えてインターネット公表をできないとのことであるが、一方で、政治資金規正法では同法に規定する保存期間を超えて保存することは禁止されていないとの解釈を採っている。法で規定する保存期間を超えての保存が許容されている以上、当該保存に代えてインターネット公表することもまた許容されているものであり、当該公表は各行政機関の判断により、行うことができるものと考えられる。 仮に、閲覧について、法定期間を超えて行うことは政治資金規正法が許容していないとの解釈であっても、保存が許容されている以上、当該文書の性質(閲覧期間を通じて完全に公表を認められており、閲覧期間を経過してもなお、事実上全部開示となるものであり、かつ、政治資金規正法がこれを妨げていない。)にかんがみ、各行政機関独自の判断でインターネット公表の期間を設定し、公表することは、差し支えないものと解する。			
66	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	地方自治法第291条の2第4項		総務省	関西広域連合	C 対応不可	広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、 ①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること ②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること といった趣旨から設けられたものである。従って、密接に関連しない事務であっても、広域連合が、当該要請を行う際に、あらかじめ当該事務を処理するための人的体制や財政負担の準備を行い、当該要請が受け入れられれば、速やかに事務を処理していくことができるのか、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していきたい。	① 国からの事務・権限の移譲の要請にあたっては、広域連合として執行体制や財源の確保について検討した上で行うことになり、所要財源の確保や国からの人員・資機材等の移管については、国との間で具体的に詰めた上で移譲が行われることから、移譲後速やかに広域連合で実施できるものと考えている。 ② 国への要請にあたっては、広域連合議会の議決を要する一方、国から事務・権限が移譲される場合における広域連合の事務範囲の拡大に伴う規約改正のため、全ての構成団体の議会の議決を要することもあることから、現実的には国への要請前に全構成団体における合意が必要とされるため、御指摘の予測可能性については何ら問題ないとする。 総務省の回答では、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していきたいとのことなので、速やかに関西広域連合及び構成団体である府県市の意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。			
831	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	地方自治法第291条の2第4項		総務省	兵庫県	C 対応不可	広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、 ①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること ②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること といった趣旨から設けられたものである。従って、密接に関連しない事務であっても、広域連合が、当該要請を行う際に、あらかじめ当該事務を処理するための人的体制や財政負担の準備を行い、当該要請が受け入れられれば、速やかに事務を処理していくことができるのか、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していきたい。	・国への要請にあたっては、国との間で具体的に詰めた上で移譲が行われることから、移譲後速やかに広域連合で実施することが可能である。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
332				C 対応不可	○ 収支報告書のインターネット公表は、政治団体に係る政治資金の収支の公開を行うことであり、収支報告書の保存とは異なるものであって、取扱いも異なる。 ○ 前回も回答したとおり、政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者の政治活動が国民の監視と批判の下におかれるようにすることを目的に、①政治団体の会計責任者による会計帳簿の保存(第16条第1項)、②総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会による収支報告書の保存(第20条の2第1項)、③収支報告書の閲覧又は写しの交付の請求(第20条の2第2項)などの仕組みを設けており、これらの保存又は閲覧等の請求の期間は、いずれも収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日までとされている。 ○ 収支報告書のインターネット公表に関しては、e-Japan戦略等に基づき、各行政機関による任意の行政サービスの一環として行っているものであるが、政治資金規正法に定める収支報告書の保存又は閲覧等の請求の期間内において認められるものであることから、収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日までに限られるものである。 ○ なお、インターネット公表の期間延長のために保存又は閲覧等の請求の期間そのものを見直すことについては、政治資金の収支報告制度に係る上記の期間など政治資金規正法上の規定を見直す必要があり、政党その他の政治団体の政治活動のあり方と密接に関連する事柄であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。						
66				E 提案の実現に向けて 対応を検討	下記アイウについて広域連合やそれを組織する地方公共団体のご意見を伺いながら、関係省庁とともに検討していきたい。 ア 「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見」の①及び②については、要請に先立って要請について構成団体の議会の議決を求めることなど制度的手当が必要となるところ、いかなる方法が考えられるか。 イ 広域連合の執行体制について、職員は構成団体の職員に併任をかけることを想定しているのか、広域連合の専任職員とすることを想定しているのか、また、事務を行う場所についてどのように考えているのか。 ウ 要請を検討している直轄道路、河川の管理権限の移譲について、都道府県ではなく、広域連合で処理することの意義・メリットは何か(具体的事例に即して)。						
831				E 提案の実現に向けて 対応を検討	下記アイウについて広域連合やそれを組織する地方公共団体のご意見を伺いながら、関係省庁とともに検討していきたい。 ア 「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見」の①及び②については、要請に先立って要請について構成団体の議会の議決を求めることなど制度的手当が必要となるところ、いかなる方法が考えられるか。 イ 広域連合の執行体制について、職員は構成団体の職員に併任をかけることを想定しているのか、広域連合の専任職員とすることを想定しているのか、また、事務を行う場所についてどのように考えているのか。 ウ 要請を検討している直轄道路、河川の管理権限の移譲について、都道府県ではなく、広域連合で処理することの意義・メリットは何か(具体的事例に即して)。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
67	広域連合の規約変更 手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化する必要がある。	地方自治法第291条の3第2項		総務省	関西広域連合	C 対応不可	都道府県が加入する広域連合の規約変更について、総務大臣が許可をしようとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならぬこととする規定は、 ①広域連合の事務の処理に当たっては、当該事務に関係する法令等に係る関係行政機関に協議することが適当であること ②都道府県が加入する広域連合は、国からの事務の配分が行われ得るものであり、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながり得ることを踏まえ、あらかじめ関係行政機関に協議することが適当であること といった趣旨から設けられたものであり、関係行政機関の長への協議を廃止することはできない。 ○ なお、 ・広域連合の事務所の位置の変更 ・広域連合の経費の支弁の方法の変更 ・国が、国の事務を新たに広域連合に処理することとした場合については、総務大臣の許可は不要とされている。	広域連合の規約改正は、主に国からの事務・権限の移譲や構成団体からの事務の持ち寄り移管による広域連合の事務の範囲の拡大を契機として行われることになるが、 ① 国からの移譲にあたっては所管府省との協議が行われることが前提になり、その際に広域連合が事務処理を行うことについての検討がなされることから、規約改正許可申請の際に、改めて協議する必要はないこと。 ② 将来的に国からの権限移譲につながり得るものとしても、それは具体的な権限移譲の際に協議すれば足りるものであり、この規約変更手続きの段階での協議は不要であると考える。 また、広域連合の規約改正の手続きとしては、総務大臣への許可申請にあたっては、全ての構成団体の議会の議決を要することとされていることから、地方分権の観点からは総務大臣許可の際の関係行政機関の長への協議は不要ではないかと考える。			
832	広域連合の規約変更 手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化する必要がある。	地方自治法第291条の3第2項		総務省	兵庫県	C 対応不可	都道府県が加入する広域連合の規約変更について、総務大臣が許可をしようとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならぬこととする規定は、 ①広域連合の事務の処理に当たっては、当該事務に関係する法令等に係る関係行政機関に協議することが適当であること ②都道府県が加入する広域連合は、国からの事務の配分が行われ得るものであり、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながり得ることを踏まえ、あらかじめ関係行政機関に協議することが適当であること といった趣旨から設けられたものであり、関係行政機関の長への協議を廃止することはできない。 ○ なお、 ・広域連合の事務所の位置の変更 ・広域連合の経費の支弁の方法の変更 ・国が、国の事務を新たに広域連合に処理することとした場合については、総務大臣の許可は不要とされている。	・国からの移譲にあたっては所管府省との協議が行われることが前提になり、その際に広域連合が事務処理を行うことについての検討がなされるので、申請の際に改めて協議する必要はない。 ・将来的に国からの権限移譲につながり得るものとしても、それは具体的な権限移譲の際に協議すれば足りる。			
320	自動車事故の損害賠償金額が一定額以下のものに係る議会の議決事項の例外化	議会の議決事件を定めた地方自治法第96条第1項第13号「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」の規定に、自動車事故に係る損害賠償金額が一定額以下のものを議決事項から除外する法改正	地方自治法第96条第1項第13号の規定により、普通地方公共団体が、国家賠償法、民法等により損害賠償の義務を負う場合、その損害賠償の額の決定については、すべての事案について議会の議決を得ることとされているが、自動車事故に係る損害賠償の額については、自賠責保険基準、裁判・弁護士基準等により算定され、市が恣意的に決定することは困難である。また、実際に業務上で発生する自動車事故による損害賠償事案は、金額が少額のもので大部分であることから、自動車事故に係る損害賠償額を定めることについては、一定の金額以下のものは議決対象から除外する措置をお願いしたい。	地方自治法第96条第1項第13号		総務省	萩市	C 対応不可	地方自治法第96条第1項第13号に規定する「損害賠償の額の決定」の議決については、地方自治法第180条第1項の規定に基づきあらかじめ一定の金額を限度として、その範囲内で長に専決処分させることもできるものである。	地方自治法第180条第1項の規定に基づき、本市においても、市の義務に属する損害賠償の額(自動車事故に係るものに限る。)を定めることについて、専決処分の規定はあり、その規定に基づいて手続きを行っているが、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分後、議会へ報告することが必要となる。 損害賠償額の決定について、議会の議決を要することとされているのは、損害賠償額の決定が地方公共団体にとって異例の支出義務を負うものであって、その責任の所在及び賠償額の適正を図ることが趣旨であり、その決定について執行機関の事務を監視して、その適正な事務処理を担保することにあると解されるが、以下の理由から、自動車事故に係る損害賠償額を定めることについては、専決処分後、議会へ報告する必要性はないと考えられる。手続きを簡素化するうえからも当該報告の廃止について全国一律の対応(法改正)を求める。 ① 地方自治法第180条1項の専決処分については、議会がその権限に属する事項について、議会が自ら長に対してその権限を委ねるものである。 ② その対象も「議会の権限に属する軽易な事項」に限られている。 ③ 現在、自動車事故に係る損害賠償額については、自賠責保険基準、裁判・弁護士基準等により算定され、市が恣意的に決定することは困難である。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
67				C 対応不可	総務大臣が許可をしようとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならないこととする規定は、そもそも当該事務を広域連合で処理することが妥当な事務であるかといったことを含めて、当該規約の改正が当該事務に關係する法令等に合致しているか、当該法令等を所管する関係行政機関に協議するという趣旨があることから、本協議を廃止することはできない。 (たとえば、後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第48条の規定により都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされており、広域連合に対する許可、助言、報告聴取等を行う立場にある都道府県が、後期高齢者医療広域連合に加入することができるかは、関係省庁に確認することが必要。)					
832				C 対応不可	総務大臣が許可をしようとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならないこととする規定は、そもそも当該事務を広域連合で処理することが妥当な事務であるかといったことを含めて、当該規約の改正が当該事務に關係する法令等に合致しているか、当該法令等を所管する関係行政機関に協議するという趣旨があることから、本協議を廃止することはできない。 (たとえば、後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第48条の規定により都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされており、広域連合に対する許可、助言、報告聴取等を行う立場にある都道府県が、後期高齢者医療広域連合に加入することができるかは、関係省庁に確認することが必要。)					
320	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行規定 により対応可 能	提案内容については、前回回答のとおりである。 なお、議会の委任による専決処分について、専決処分をしたことの報告を行うことは一連の手続として妥当なものであり、自動車事故に係る損害賠償の額が必ずしも機械的に定まるものではないことから報告は必要と考えられる。 また、議会の議決事件及び専決処分に係る事項については、地方公共団体内部における長と議会の権限配分に関わるものであり、全国三議会議長会からは、「提案事項のうち、議会の議決事項等に係るものについては、二元代表制における議会の権能を踏まえて慎重に対応すべき」との意見が出されていることから、これらを踏まえた対応が必要である。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
564	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化	民事訴訟法第395条規定の支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。	訴訟の提起は、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決事項となっている。 一方、民事訴訟法第395条では、債権者の申立てに基づき裁判所が支払を督促する支払督促に対し、債務者から異議の申立てが行われた場合、支払督促の申立て時に遡って訴訟の提起があったものとみなされ、「支払督促」から「訴訟」へ移行する。 これに伴い、裁判所の指定期限(訴訟移行後1ヶ月半程度)までに、議会の議決又は地方自治法に基づく知事専決の手続を経た上で訴訟手数料を納付することが必要となる。 ところが、議会開会中は法179条による専決処分を行うことができず、あらかじめ法180条に基づく指定を受けていない団体では、議決日以前に指定期限が経過し、訴訟が却下される事案の発生が懸念される。 支払督促は、請求が金銭債権やその代替物に限られ、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われることから、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。 なお本県において、支払督促への異議申立てによる訴訟が議会の委任による専決処分事項となっていない理由(地方自治法第180条に基づく指定を受けていない理由)は次の通りです。 ① 議会の委任による専決処分事項の指定の提案権は議員に専属し、地方自治体の長には提案権がないこと ② 異議申立てによる訴訟提起の事案が少なかったこと	地方自治法第96条第1項第12号		総務省	神奈川県	C 対応不可	地方自治法第96条第1項第12号の規定は、普通地方公共団体が民事上又は行政上の争訟及びこれに準ずべきものの当事者となる場合に議会の議決を必要とする旨の規定である。本件については、「支払督促の申立てに対し督促異議の申立てが行われ、民事訴訟法第三百九十五条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったとみなされる場合については、議会の議決を要する(最高裁 昭和五九、五、二一)」とされているところであり、まずは議会の議決を得るよう対応すべきであると考ええる。 また、地方自治法第179条第1項及び第180条第1項の規定に該当する場合には、専決処分により対応することも可能と考えられる。なお、地方自治法第180条第1項においては、長に専決処分事項の指定の提案権は有しないと考えられているが、議長に対して事件を指定して議決を依頼することはできるものとされている。	民事訴訟法上、支払督促に対し異議申立てがあると、申立て時に遡って自動的に訴訟に移行します。 一方、地方自治法上、地方公共団体が訴訟を提起する場合は議会の議決を要するため、支払督促が訴訟に移行してから議会の議決を得るまでの間は、訴訟要件を満たさない不適法な状態が継続することとなります。 支払督促は、債権確保のため、債務者に対し金銭の支払いを求めるものであり、異議申立てにより訴訟に移行したとしても、財政的負担を生じ、また、訴訟の結果が地方公共団体の利害、権利関係に重大な影響を及ぼすものではないため、これを議決事件から除外したとしても、地方自治法第96条第1項第12号の立法趣旨には反しないものと考えます。 したがって、支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については議決事件から除外していただき、不適法な状態を根本的に解消する必要があるものと考えます。 なお、地方自治法第180条第1項については、地方公共団体の長は指定の提案権を有していないこと、また、地方自治法第179条については、議会開会中は行うことができないこと、という制約があります。			
706	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	地方自治法では、市町村の区域内に新たに土地が生じたとき、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、知事は直ちに告示しなければならぬとされている。一方で、全国的に特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるほか、告示の迅速化、手続の簡素化の観点からは市町村へ権限移譲を行うべきである。	地方自治法に基づき、市町村の区域内に新たに土地が生じたときは、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。 この事務については、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手続の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。 ＜事務の実績＞ 平成22年度：5市町村において14件 平成23年度：1市町村において1件 平成24年度：5市町村において15件	地方自治法第9条の5		総務省	鹿児島県	C 対応不可	条例による事務処理の特例制度により都道府県の事務を市町村が処理することとした場合には、都道府県知事に是正の要求等の権限が残ることになる。 一方、法令上、都道府県の権限を市町村に移譲した場合には、条例による事務処理の特例と異なり、都道府県知事に是正の要求等の権限が残らず、同一の土地について複数の市町村の確認・告示が重なる可能性がある。こうした紛争状態が生じた場合には、地方自治法第9条の手続きに基づき、都道府県知事が関係市町村の申請に基づき、自治紛争処理委員の調停に付すこととなるが、調停が整うまでの間、告示が重複し、混乱が生じることとなる。 このような混乱を避けるためにも、地域の実情を把握している都道府県知事が、市町村の動向も踏まえて、迅速に是正の要求等を行うことが望まれるため、法令上、市町村に権限を移譲することはない。	総務省の意見においては、事務処理の特例により生じた都道府県知事の「是正の要求」権限(地方自治法第252条の17の4第1項)をもとに、自治体間の紛争処理について懸念を示されているところである。 地方自治法第9条の5の規定では、紛争状態を解決する手段としては、都道府県知事は関係市町村の申請に基づく「調停」(地方自治法第251条の2)に付するしかなく、現行規定上の紛争解決手段と、本県で提案している市町村長が告示を行う場合における紛争解決手段との間に差はないと考える。 また、調停に付する前の手続としては、都道府県として関係市町村に対して事実上の調整を行うとともに、告示の撤回等について「是正の勧告」(法第245条の6)をすることになると考える。 一方、地方自治法第260条に基づく「市町村区域内の町又は字の区域に係る事務」については、第2次一括法により都道府県知事への届出は必要ないものとされ、市町村長が告示することとされているが、「新たに生じた土地の確認に係る事務」と「市町村区域内の町又は字の区域に係る事務」とは、併せて取り扱うことが望ましいとの見解もあり、「市町村区域内の町又は字の区域に係る事務」と同様に「新たに生じた土地の確認に係る事務」も市町村へ権限移譲した方が手続の簡素化及び事務の迅速化が図られると考える。		提案団体の提案に沿って、告示事務は市町村が行うようにするべきである。	
147	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条(補足事項)に定める移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の届出の受理権限を都道府県に移譲する。	当該補助金の財産処分の届出の内容は、移動通信サービス対象地域の拡大や、通信の高速化により地域住民等利用者の利便性向上を図るための機器更新に係る財産処分の届出がほとんどで、技術的なチェックを要しないものである。 しかしながら現在、財産処分に係る届出先が総務省とされているため、都道府県を経由する必要があるが、都道府県への申請から総務省の届出受理までに概ね2週間程度の時間を要しており、結果として利用者の利便性向上に時間を要している。(総務省からの届出受理連絡を待って、その旨市町村に通知している) については、届出の受理権限を都道府県に移譲し、申請者(市町村)及び都道府県並びに総務省における事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮、ひいては利用者の利便性向上を図る必要がある。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条		総務省	鳥取県、京都府	E 提案の実現に向けて対応を検討	今回、財産処分の権限移譲に関して、権限移譲する範囲が異なる二つの提案(管理番号147及び351)を受けていることもあり、提案団体及び地方総合通信局と協議し、範囲を精査する必要がある。直ちに措置できないと考える。今後、地方総合通信局及び地方総合通信局を通して提案団体との間で提案内容を検討し、権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	当県は徳島県提案(351)の共同提案県でもあり、当県提案と徳島県提案の提案内容に相違はないものと認識していることから、速やかに要綱改正を検討されたい。		関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針（平27.1.30閣議決定）抜粋） ※平27対応方針（平27.12.22閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定	
564	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			D 現行規定により対応可能	訴えの提起は、相手方に対し金銭の支払いを求めるものも含め、地方自治法第96条第1項第12号により議会の議決事件となっているが、支払督促についても異議申立てがあった場合には、訴えの提起とみなされるものであり、当初から訴えの提起があった場合となら変わるものではないことから、議決事件から除外することは適当ではないと考えられる。 議会開会中は速やかに議会の議決を得るとともに、地方自治法第179条第1項、第180条第1項の規定に該当する場合には、専決処分により対応することも可能と考えられる。 なお、議会の議決事件及び専決処分に係る事項については、地方公共団体内部における長と議会の権限配分に関わるものであり、全国三議会議長会からは、「提案事項のうち、議会の議決事項等に係るものについては、二元代表性における議会の権能を踏まえて慎重に対応すべき」との意見が出されていることから、これらを踏まえた対応が必要である。					
706	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	鹿児島県の提案では、調停までの間において、是正の勧告ができることが指摘されているが、是正の勧告を受けた市町村には尊重義務があるにとどまるため、複数の市町村が自らの立場に固執して告示を強行した場合には、告示の重複が避けられず、住民生活に大きな混乱が生じることとなる。 他方、現行のように、条例による事務処理の特例制度により都道府県の事務を市町村が処理することとした場合には、都道府県知事に「是正」の要求の権限が残ることになり、この「是正」の要求を受けた市町村は「是正又は改善」のための必要な措置を講じなければならない義務を負うこととされていることから、告示の重複を解消した上で、調停を行うことができ、混乱を回避することが可能である。 なお、現在、複数の市町村が帰属を主張している例としては、東京湾中央防波堤埋め立て地についての江東区と大田区の事例がある。 また、新たな土地の確認は、市町村間の区域に係る争いが生じうるため、市町村間に関する連絡調整に関するものを処理することとされている都道府県が権限を持って調整すべきものであり、1つの市町村内の町又は字の区域に係る事務の取り扱いとは区別されるべきものである。					
147				E 提案の実現に向けて対応を検討	権限移譲にあたっては、地方総合通信局を通じて提案団体との間で権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、全国同一基準での財産処分が行われるよう具体的かつ明確に絞り込む必要があること及び財産処分の手続きにおいては電気通信事業者と市町村との間で実質的な事務が発生することから市町村の意見も十分に踏まえる必要がある。権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	＜平26＞ 4【総務省】 (3) 移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。 ＜平28＞ 4【総務省】 (2) 移動通信用鉄塔施設整備事業 一定の範囲の財産処分の届出受理権限については、「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平17 総務省）及び「情報通信格差是正事業費補助金交付要綱」（平13 総務省）を改正し、当該権限の移譲を希望する都道府県に平成28 年度中に移譲する。	要綱	平成29年3月30日	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号）及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（平成13年6月6日総情地第103号）を改正。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
351	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分 の届出の移譲	移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の承認権限を都道府県に移譲する。	補助金の交付を受けて整備された移動通信用鉄塔について、事業者が利便性向上のための機器更新を行う場合、処分許可年限未了のものは、財産処分の届出が必要となる。鉄塔・鉄柱本体は処分制限期間が40年と長いため、通信事業者は鉄塔・鉄柱本体を利用して、MOVAからFOMA、LTEへと時代のニーズに応じて無線通信設備の機能・エリアの拡張や変更を急速に進めており、その都度、国への届出が必要となっている状況にある。通信事業者によつては、毎年、何十件も機器更新を行う場合があり、都道府県を経由して、その都度国への届出が必要となる。 鉄塔に関する機器更新の届出については、権限を都道府県におろすことで、住民の利便性向上やエリア拡大を迅速かつ効率的に行うことが可能となる。(他の国の補助事業の財産処分の場合とは、処分の性質を異にする)もちろん、鉄塔本体の処分のような重大な資産の財産処分については、これまでどおり国に申請が必要とすべきであると考えます。 権限委譲に伴う期間の短縮について、都道府県に権限を委譲することにより、全体で1ヶ月以上の期間かかっていたものが、約2週間以上の期間短縮が可能となる。	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条		総務省	徳島県、京都府、兵庫県、鳥取県	E 提案の実現に向けて対応を検討	今回、財産処分の権限移譲に関して、権限移譲する範囲が異なる二つの提案(管理番号147及び351)を受けていることもあり、提案団体及び地方総合通信局と協議し、範囲を精査する必要がある、直ちに措置できないと考える。今後、地方総合通信局及び地方総合通信局を通じて提案団体との間で提案内容を検討し、権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	本県の提案趣旨は、管理番号147と同じであるので、管理番号147号の提案に基づき速やかにご検討願いたい。		関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
201	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。	定住自立圏構想推進要綱は、中心市と近隣市町村が自らの意思で協定を締結し、形成される圏域ごとの「集約とネットワーク」の考え方に基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としている。 中心地の要件には、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること。)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市町村に対する特例措置有)など規定されているが、夜間人口に対する昼間人口が1人でも少ない場合には、中心市として要件を欠くこととなり、本制度を活用した住民の居住確保対策や地域の魅力向上対策が展開できない現状である。 そこで、人口要件と同様に昼夜間人口比率についても要件に幅を持たせ、「昼間人口を夜間人口で除して得た数字が1以上又は概ね1程度」とすることによって中心市宣言をしようとする市の後押しをすることが必要である。 本市の具体的な現状は、別紙のとおり	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)	別紙あり	総務省	花巻市	C 対応不可	定住自立圏構想は、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという問題意識のもと、「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、中心市と近隣市町村が互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とした施策です。 このことを踏まえ、中心市については、圏域全体のマネジメントを担い、必要な生活機能の相当部分に責任と役割を持つことが求められることから、都市機能が既に一定集積しており、近隣市町村の住民もその機能を活用していることを客観的に示す指標として、①人口5万人程度以上、②昼夜間人口比率1以上の要件を定めているところです。 なお、総務省としては、定住自立圏構想のほか、「地域の元気創造プラン」など様々な手法により、関係省庁とも連携しながら、地域活性化の取組を支援してまいりたいと考えております。	定住自立圏構想を活用した「地方中枢拠点都市圏」につきましては、中核市・特例市の市長と総務大臣との懇談会の席上、「昼夜間人口比率が1以上」との要件が一部の中核市にとって壁となっているとの意見に、総務大臣より「要件を満たせない市からの申請も受け付け、国に提出される計画の内容次第で拠点都市として認める考えを表明し、要件の緩和について言及があったと伺っております。 つきましては、人口5万人程度・昼夜間人口比率1以上と定義されている「中心市」においても同様の取り扱いとしていただけるよう、重ねて要望いたします。	有		
298	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の閣議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとなっている。年に一度の閣議決定に間に合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで変更することができないため、適宜時期を捉えた変更が困難な場合がある。 このことから、県民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要としていただきたい。 なお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項		内閣官房、総務省(消防庁)	福島県	C 対応不可	国民保護法は、我が国の平和と独立を脅かす着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃といった武力攻撃事態等という最も重大な国家の緊急事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、必要な措置について定めることにより、国全体として万全の体制を整備することを目的としている。 都道府県の国民保護計画は、この武力攻撃事態等において、都道府県が、法定受託事務である国民の保護のための措置を、的確かつ迅速に実施するための行動計画となるもの。 この計画の作成、変更に際しての内閣総理大臣への協議は、例えば、都道府県と防衛省・自衛隊との情報連絡体制の構築に関する事項等の、国の定める基本指針や指定行政機関の計画の内容と都道府県の計画の内容との整合性が特に確保されていないければ、国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるような事項等について、所要の調整を行うものである。 また、都道府県の区域を越える他の地方公共団体等との広域的な連携に関する事項等は、国の基本指針や指定行政機関の国民保護計画のほか、他の都道府県の国民保護計画との整合性等について調整が必要であること等に鑑みれば、都道府県の国民保護計画の作成、変更に係る内閣総理大臣との協議については、存置が必要。 なお、内閣総理大臣への協議については、今後都道府県から要請があれば、関係機関とも協議しながら、適時、協議が行えるよう検討してまいりたい。	<回答> 提案内容は、迅速かつ適時の協議がなされない現行制度に支障があるとし、協議の廃止を求めているものであり、再度協議の廃止を求める。 なお、協議の廃止が困難であれば、計画の策定・変更について随時の手続きができるよう、所要の制度改正を願いたい。 都道府県の国民保護計画が、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画なのであれば、現行の1年に1度の手続きは期間として適当とはいえず、計画内容を必要に応じて適時見直せることが肝要である。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置方法 (検討状況)	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
351				E 提案の実現に向けて対応を検討	権限移譲にあたっては、地方総合通信局を通じて提案団体との間で権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、全国同一基準での財産処分が行われるよう具体的かつ明確に絞り込む必要があること及び財産処分の手続きにおいては電気通信事業者と市町村との間で実質的な事務が発生することから市町村の意見も十分に踏まえる必要がある。権限移譲に適した財産処分の範囲を精査し、要すれば、今後の補助金事業の実施に反映するべく要綱改正を検討したい。	調整提案 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 <平26> 〔再掲〕 4【総務省】 (3)移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。	要綱	平成29年3月30日	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号)及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱(平成13年6月6日総情地第103号)を改正。	
201	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			E 提案の実現に向けて対応を検討	地方中枢拠点都市については、昼夜間人口比率の要件を「おおむね1以上」としているところです。ただし、昼夜間人口比率については、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用していることを示す客観的な指標であります。そのため、地方中枢拠点都市圏構想においても、その要件については1以上であることを基本としています。が、地方中枢拠点都市における要件の考え方も参考に、定住自立圏の中心市における要件について必要な検討をしてまいりたいと考えております。	<平26> 6【総務省】 (11)定住自立圏構想推進要綱 定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る。 <平28> 6【総務省】 (12)定住自立圏構想推進要綱 定住自立圏構想については、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」における検討を踏まえ、中心市の要件の今後の取扱いについて地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成28 年6月16 日付け総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課通知)]	通知	平成28年6月16日	中心市の要件の今後の取扱いについて(平成28年6月16日付け事務連絡)	
298				E 提案の実現に向けて対応を検討	都道府県の国民保護計画の変更については、提案のとおり、都道府県の意向を踏まえ、必要があれば年に複数回の手続きを行うなど適時の見直しができるよう対応する。今後、全国都道府県担当課長会議や都道府県国民保護計画の変更に関する調査の際に、この旨を周知する予定である。 なお、内閣総理大臣協議の廃止については、前回回答のとおり。	6【総務省】 (9)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)(内閣官房と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行う内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。	通知	平成26年11月20日	都道府県の国民の保護に関する計画の変更について(平成26年11月20日付け消防国第107号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
614	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の拡大	現在定められている後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例対象地の指定を無くす。	【支障事例】 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の適用地域は事業によって条件が付され、治山施設及び地すべり防止施設の工事に際しては、一級河川または二級河川 の流域におけるものに係る補助事業のみが対象になっている。しかし、離島半島を多く抱え海岸に面した集落の保全が大半を占める本県では、施工箇所によっては対象とならない事業が大半となるため、その特例の対象を地域全体に広げることはいできない。本県では平成24年度に92箇所 で治山事業を実施したが46箇所が対象となったものの残りの半分に当たる46箇所については対象外となった。対象外となった46箇所の内訳は本土2箇所、半島18箇所、離島部26箇所となっており、半島・離島部を多く抱える本県においては折角の特例措置も十分に行き渡っていない状況である。 【現況】 H24年度の事業実績は別紙のとおり。	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第1条第1項ニ	別紙① ・事業実績	総務省	長崎県	C	対応不可	かさ上げ対象となる事業は、大規模かつ事業の効果が広域にわたるものを対象としている法律の趣旨に鑑み、要件の緩和は不可能。	大規模かつ事業の効果が広域にわたるものとして、一級河川または二級河川 の流域におけるものに限定的であることから、半島・離島部を多く抱える本県においては、その特例措置が十分に行き渡っていない現状である。大規模かつ事業の効果が広域にわたるものとの観点を考慮した場合に当該事業の対象として「国道・主要地方道」の保護に資する事業との判断ができないかご検討いただきたい。		
680	地方債対象事業の拡充	民間事業者による公共施設整備(株式会社による保育所整備など)補助に要する経費、公共施設の維持補修に要する経費、基本設計等の建設に係る事務的経費等への起債充当を可能とすること	横浜市では、施策推進と財政健全性のバランスをとりながら地方債を活用しているが、地方債は地方財政法により充当対象の制限があり、地方債の対象となる新規の施設整備から対象とならない保全への移行、扶助費の増加等による所要一般財源が増加している中では、今後、予算全体の収支を合わせるための財源が確保できない状況が生じかねない。地方が自主的・自律的に地方債発行総額を決定するにあたり、充当対象事業の選択肢を増やすことが必要。 保育所持機児童ゼロに向け、株式会社の参入を進める等の取組を行っているが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る助成に要する経費」に限定されており、株式会社にに対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となる恐れがある。(例: 保育所整備 27件 約7億円 (26年度予算・一般財源ベース)。この他小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームも株式会社が整備している例あり(26年度予算は全額国費又は県費だが、今後市費負担が発生する可能性あり)) 公共施設の長寿命化に資する大規模修繕は起債対象だが、それ以外の維持補修費についても施設を耐用年数まで活用するために必要な経費であり、平準化により安定的な財政運営が可能となる。(公共施設の保全費計 約312億円(26年度予算・一般財源ベース)) その他、基本設計など建設に係る事務的経費等についても、地方債の対象として拡充することにより、自主的かつ安定的な財政運営が可能となる。(例: 施設等整備費1,835億円に対し、基本設計約15億円等(26年度予算・一般財源ベース))	地方財政法第5条第5項	起債対象ではない 維持補修費の例は別添資料参照	総務省	横浜市	C	対応不可	地方財政法第5条では、地方債の対象を将来世代にも効用が及ぶ公共施設又は公用施設の建設事業などに限定しており、これは国・地方を通ずる公債の原則でもあり、地方公共団体の財政規律上、重要である。 民間事業者による公共施設整備に対する補助に要する経費については、民間事業者が「国又は地方公共団体が資本金等の2分の1以上の出資をしている法人等」である場合には、現行法令においても、当該事業者による公共施設整備に対する補助に要する経費は、地方債の対象となっている。これは、公的セクターの意思により実質的な運営が可能となる団体でなければ、公共性の観点から、地方債を財源として補助金を拠出する対象としてふさわしくないためであり、完全な民間事業者に対する補助に要する経費を地方債の対象とすることはできない。 経常的な維持補修に要する経費については、一般財源をもって措置することが適当である。 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、現行法令においても、適正な範囲内のものでは、地方債の対象となっている。	【民間事業者による公共施設整備】 「公共的団体」又は「国又は地方公共団体が資本金等の2分の1出資以上を出資している法人」以外の法人であっても、公共施設の設置により、従来の公共的団体等と同じ便益を住民に対して供すると言える。 特に、保育所に関しては児童福祉法の改正により株式会社の参入が認められ、国庫補助金の対象ともなっているものであり、各団体の条例で定める認可基準を満たすもののみ保育所の設置が可能であることから、「公的セクター」の意思により実質的な運営が可能となる」という点については従来の社会福祉法人等との違いはない。また、政府をあげて保育所持機児童解消に取り組んでいる中において、従来の公共的団体等と株式会社の取扱いを異にすることは、時代に合わない運用であると受け止めざるを得ない。 例えば、「公共的団体」の解釈を変更し「公共施設の設置を行う民間事業者」を公共的団体とみなすか、「公共的団体」とみなすことが不可能であれば地方財政法の改正も視野に入れていただきたい。 【維持補修に要する経費】 施設の維持に要する経費は、起債対象の基準の線引きが曖昧であるため、全ての経費を施設の耐用年数の範囲で起債対象として負担を平準化することができれば、より安定的な財政運営が可能となる。 計画的な財政運営に資する趣旨から、公共施設の総合管理計画に位置付けた維持補修について起債対象とする等の対応を提案する。 なお、維持補修費については、適債経費にすることも可能な限り一般財源で対応することが望ましいため、地方財政計画上は一般財源で措置し、枠外債の扱いとすることを合わせて提案する。		
813	地方自治事項の官報報告事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること。 ＜官報掲載事項＞ ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限する条例で、全国的に影響が大きく、特に掲載の必要があるものに限る)、②地方税法第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申し立てに対する決定等の要旨、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	【現行】 「官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 【支障事例】 官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】 官報記載事項については県公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全国どこからでも県公報閲覧が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄い。従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 ＜官報掲載事項報告件数＞ H23: 6件、H24: 9件、H25: 4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条 「地方自治事項」の官報掲載について(平成19年2月21日総官総第24号総務省大臣官房総務課長通知)		総務省、内閣府	兵庫県、和歌山県、徳島県	D	現行規定により対応可能	「地方自治事項」の官報掲載については、「地方自治事項の官報掲載について(通知)」(昭和52年6月16日付け自治文第94号)に記載のとおり、地方公共団体が官報への掲載を希望するときには、「地方自治事項」の官報掲載要領により原稿を調製するよう取り扱ってきたところである。このことについては、「地方自治事項」の官報掲載について」(平成19年2月21日総官総第24号)においても同様であり、従前から、地方公共団体の事務を義務付けけるものではない。 なお、今般の地方公共団体からの提案を受け、同要領の趣旨の明確化を図るため、同要領の改正を行い、平成26年8月6日付け総官総第164号「地方自治事項」の官報掲載について(通知)」にて、地方公共団体へ通知した。	・対応済と理解(本提案を受けて地方自治事項の官報掲載要領の改正が行われた。)		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
614				C 対応不可	本法は、財政力の低い後進地域において、補助金等をかさ上げすることにより、財政的負担の大きい、特に大規模かつ事業の効果が広域にわたる事業を推進することを目的としているところ。したがって、国土保全や国民経済上の重要性から、国が指定する一級河川等の流域の災害を防止する地すべり対策事業など、対象事業を限定しており、要件の緩和は不可能。					
680	【全国市長会】 民間に対する補助を起債対象とするよう緩和が必要であるが、耐用年数が延びない維持補修費を対象とするよう拡大するかについては慎重に検討すること。			C 対応不可	【民間事業者による公共施設整備】 地方財政法上、公共的団体又は民間事業者のうち公的セクターの意思により実質的な運営が可能となる団体でなければ、公共性の観点から、地方債を財源として補助金を提出する対象とすることはできない。 これは、地方債を財源とした公共施設は、世代間負担の公平の観点から、当該地方債の償還年限以上に効用が及ぶことが必要となるが、地方公共団体等が資本金等の2分の1以上の出資をしている法人等であれば法人自体の運営に対する公的セクターの統治が及ぶため、このことが担保される一方、完全な民間事業者については、このことが担保されないためである。 ただし、一般論として、事業主体が民間事業者であっても、個別の法律において、事業主体や事業内容等について一定の要件を設けた上で、地方財政法第5条の特例として、補助金を提出する場合の財源として地方債を発行することを認めることはあり得る。 【維持補修に要する経費】 施設の維持補修に要する経費は、施設の長寿命化に資する大規模修繕は起債対象だが、それ以外の維持補修に要する経費は起債対象外である点で、起債対象の基準は明確となっていると考える。 施設の長寿命化に資する大規模修繕以外の維持補修に要する経費は、経常的に必要となるものであり、こうした経費の財源に地方債を充てることは、単に将来世代に負担を転嫁することとなるため、世代間負担の公平の観点から、一般財源をもって措置することが適当である。					
813				D 現行規定により対応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。	6【総務省】 (12)「地方自治事項」の官報掲載(内閣府と共管)[再掲] 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がないことを改めて明確化する。 [措置済み(平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課通知)]	通知	平成26年8月6日	「地方自治事項」の官報掲載について(通知) (平成26年8月6日付け総官総第164号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
833	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができることとされている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関して「事実上の行為又は補助的行為」については「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うことができるとされている。ICTの利活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制」があれば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようになっていたきたい。	当市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの利活用を含めて職員が(遠隔で)適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。	(総務省関係)平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」		総務省、法務省	三鷹市	C	対応不可	「市町村の適正な管理下」にあるとは、異例ないし困難な事案が生じたときに、必要に応じて、市町村職員が、民間事業者の責任者に指示を与え、自ら事務を掌握し処理するのが適当であることから、基本的には市町村職員が常に所在している状況を想定している。 また、市町村が請負契約により民間事業者に委託をして業務を取りかわせる場合、個々の業務遂行に当たって、市町村職員は民間事業者の責任者に対する指示にとどまるため、不測の事態等が生じたときに、実質的に民間事業者の従業員に対して労務上の指揮命令を行うこととならないように留意する必要がある。ご提案の件については、以上の点を満たしているとは断定できない。 なお、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条の規定は、民間事業者が、市区町村の事務所外において、「市町村の適正な管理下にない状況」であっても適正な手続きを踏み、一定の条件下にあれば、住基法第12条第1項にかかる証明書交付に係る業務の処理を行える旨定めたものである。したがって、この規定に基づき、民間事業者は、請求等の「受け付け」と当該請求等に係る証明書等の「引渡し」業務を行うことができる。	① 職員が遠隔で適正な指示を行う環境としては、ICT(テレビ電話システム等・書類についてはFAX)を活用しつつ、やり取りを行うなどを想定している。 ② また、市内に4箇所ある市政窓口のうち、土日夜間も開館している三鷹駅前市政窓口については職員が必ず常駐する形態とし、他の平日日中のみ開館している窓口については、本庁舎または、三鷹駅前市政窓口の職員が遠隔で適正な指示をすることが可能と考え提案に至った。 なお、本庁舎からは、どの市政窓口にも10分程度で着くことができるため、不測の事態が発生した場合においても、本庁舎等から職員が駆け付けける体制を確保することは可能と考える。		
834	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 異例ないし困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事案については委託をすることが可能と考える。	(総務省関係)平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」		総務省、法務省	三鷹市	C	対応不可	住民票の写しの請求にかかる交付決定及び請求内容の審査は、市区町村長の権限とされており、公権力の行使に当たるため民間事業者に行わせることはできない。			
835	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるコミュニケーションサーバ端末の操作に係る規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務に関してコミュニケーションサーバ端末の操作は認められないとされているが、民間事業者による操作も可能としていただきたい。	住民基本台帳カードを利用した証明書等のコンビニ交付の普及などにより、現在、住民基本台帳カードの利用が伸びている。住民基本台帳カードの継続利用やコンビニ交付等の手続は住民異動の手続に併せて申請されることが多く、窓口業務の委託を行っている市政窓口等の施設においては、コミュニケーションサーバ端末(以下「OS端末」という。)の操作を職員が行わなければならないことから、手続に求められた市民をお待たせすることにもつながりかねない状況となっている。 セキュリティに関しても平成26年5月以降は、全国の自治体においてOS端末の生体認証が導入されるなど、操作ログも適正に管理されている。 OS端末の操作を受託事業者においても使用可能とすることで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものと考ええる。	平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」		総務省	三鷹市	C	対応不可	住民基本台帳関係の窓口業務について民間事業者に委託することができる業務は補助的な業務に限定されており、住基ネット端末については操作することが認められていないこと。 住民基本台帳(既存住基システム)については各市町村が直接管理しているが、住民基本台帳ネットワークシステムは都道府県が構築主体として稼働させているものであり、各市町村の住民基本台帳を基礎として構築されたシステムであるものの、当該市町村が住民基本台帳に記載していない本人確認情報についても検索が可能となっていることから、市町村が主体的に管理しているとはいえないこと。 また、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術基準(平成14年総務省告示第334号)において、住民基本台帳ネットワークシステムの端末機等を使用できる職員は、アクセス権を付与された職員に限定されていること、また住基ネットワークシステムの端末機の操作履歴を記録し、不正な利用に対する措置が講じられていること。 これらを勘案すると、住基ネット端末を使用する業務に従事する者は、各団体において長期的な任用状態にあり、本格的業務に従事するものに限るべきであり、民間事業者等が住基ネット端末を操作し、住基ネット関連業務に従事すること認められないところである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
833	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重すること。なお、ICTの利活用等により、職員が適正な指示を行うことができるかなど、十分な検証が必要である。			D 現行規定により対応可能	「市町村の適正な管理下」とは、例えば、民間事業者が、市町村の事務所内において、窓口における住民等に対する対応や関係する一連の業務を行うに際して、同一の室内に民間事業者の従業員の業務処理を視認できる態様で、市町村職員が常駐するような場合が該当するものである。このため、民間事業者の従業員が不適正な事務処理を行うことのないよう、当該従業員の事務処理に目が届く状態で管理し、異例ないし困難な事業が生じたときには、必要に応じて、市町村職員が、民間事業者の責任者に指示を与え、自ら事務を掌握し処理すること等が求められる。 また、市町村が請負契約により民間事業者に委託をして業務を取り行わせる場合、個々の業務遂行に当たって、市町村職員は民間事業者の責任者に対する指示にとどまるため、不測の事態等が生じたときに、実質的に民間事業者の従業員に対して労務上の指揮命令を行うこととならないように留意する必要がある。 特にこうした点と同様のことが、ご提案のように必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合であっても常に実現されるような仕組みが構築されるのであれば、ご提案のような業務委託は可能であると考えられる。	6【総務省】 (6)住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務を民間事業者へ委託する場合については、民間事業者の従業員の事務処理に目が届く状態で管理する措置や、異例・困難な事業が生じたときに市町村職員自らが事務を掌握し、処理する措置など、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」(平20総務省自治行政局市町村課等)における措置と同様の措置が常に実現されるような仕組みが構築されるのであれば、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない場合であっても業務委託は可能であり、その旨を市町村に周知する。	周知	平成27年2月18日	平成27年2月18日に開催した全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において周知を行った。		
834	【全国市長会】 平易な事案については、委託できるよう、提案団体の意見を尊重し、検討すること。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。						
835	【全国市長会】 セキュリティが確保されなければ、実現することが難しいと考えるが、セキュリティが確保できる部分のみ委託できるようにするなど、提案団体の提案について、十分な検討を行うこと。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
950	地方公共団体における複数落札入札制度による調達の可能化	地方公共団体が需要数量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達ができるようにする。	本県流域下水道から発生する下水汚泥については、収集運搬及び処分を民間事業者への業務委託(特定調達契約)により実施している。 当該業務については、その需要数量が年間約14,500t(約55t/日)と多く、また毎日発生する下水汚泥を継続的かつ安定的にリスク分散を図りながら処分する必要がある。 しかし、県内事業者については、その処理能力が5t～10t/日程度しかなく、県内事業者のみで全量を処分することができない。また、県外事業者については、処理能力は35t/日以上あるが、県内事業者よりも約1割程度処分費が高く、処分費用の抑制という観点から課題がある。 このことから、1者ではなく複数の事業者がそれぞれの処理能力に応じて受注でき、かつできるだけ処分費用が抑制できる入札制度として複数落札入札制度が適切と考えている。しかし、国が特定調達を行う際には認められている複数落札入札制度が地方公共団体では認められていないことから、やむを得ず通常の一般競争入札により処分方法ごとに分割して業務委託を発注しており、事務量も多くなっている。 以上より、地方公共団体においても複数落札入札制度が実施できるよう、政令の改正を求めるものである。 なお、複数落札入札制度の実施が可能となった場合、入札件数を現在の5件から2件にまとめることができ、入札に要する事務の効率化を大幅に図ることができる。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条に準じた条項の追加)		総務省	中国地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	複数落札入札方式については、既に国の調達制度においては定められている(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年政令第558号)第4条の2、4条の10、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第11条)。 当該方式による調達は、契約の数量を適宜分割して行うため、大口の契約には介入する能力のない中小企業にも入札に参加する機会を与えることができる反面、契約を分割することで、技術、品質、規格等に不統一をきたすことや、開札及び落札手続が通常の一般競争入札等に比べて煩雑で、談合の危険性も大きいとの指摘もあることから、制度化されている国の特定調達契約においても「その適正な運用に努めること」(昭和62年12月25日蔵計第3015号大蔵省主計局長通達)とされているところである。 これらを踏まえると、 ・国における複数落札入札方式による調達の実施 ・地方公共団体において想定される物品等又は役務 ・当該方式を導入するための法令上の措置内容 等の慎重な検討が必要であると考ええる。					
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項		総務省、農林水産省、国土交通省	愛知県	C 対応不可	過疎対策については、対策の主体である市町村と、協力する都道府県がこれを実施し、国が特別措置により財政上、行政上、両面から支援するものである。 自立促進方針は、国がその内容に基づいて行財政上の特別措置を講ずるものとされている市町村計画及び都道府県計画の大枠となるものである。国が特別措置を講ずるにあたって当該大枠について同意を要する協議を受けることは、必要最低限の唯一の事前の関与として、廃止することはできない。 また、地方分権改革推進委員会による第2次勧告(平成20年12月8日)における「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメニュー」に該当する条項である。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものと考ええる。 また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。 協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。				
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合には、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。 この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行通第143号、22農振第1730号、国都地第71号		総務省、農林水産省、国土交通省	宮城県	C 対応不可	市町村は市町村計画についてあらかじめ都道府県とその内容について協議をすることとされている。 このことにより、市町村の施策と都道府県の施策との整合性が図られることとなり、さらには、他の諸施策との整合性が図られ、国・都道府県・市町村が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。 市町村が「事業の中止」又は「大幅な事業量の減」について変更の手続きをしようとする場合についても、「事業の追加」又は「大幅な事業量の増」について変更の手続きをしようする場合と同様に、都道府県の施策や他の諸施策との整合性を図る必要があることに変わりはなく、都道府県との事前の協議が必要である。 例えば、基幹道路の整備(法第14条)、公共下水道の幹線管渠等の整備(法第15条)、医療の確保(法第16条、第17条)及び高齢者の福祉の増進(法第18条)で定める過疎対策や、都道府県独自の過疎対策については、当該対策に係る市町村の事業の追加、中止、大幅な事業量の増減について都道府県と事前に協議することで、都道府県が市町村に協力して遺漏なく実施することができる。 なお、大幅な事業量の増減については、市町村計画の本文修正を伴うもののみ、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとしている。 また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)における「3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置 別表2」の中で「法制度上、当然に国の税制・財政上の特別措置が講じられる計画を策定する場合」として協議を許容されているところである。	特に意見なし				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.12.22閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
950	【全国市長会】 提案の実現にあたっては、十分な検討が必要である。		政令	E 提案の実現に向けて 対応を検討	当該提案については、1次回答のとおり。なお、全国市長会からの意見も踏まえて十分な検討を行いたい。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 地方公共団体の調達における複数落札入札制度については、国における複数落札入札方式による調達の実態や、地方公共団体の意見を踏まえて検討を進め、平成27年度中に導入する。	政令	平成28年3月30日公布 平成28年5月1日施行	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令(平成7年政令第371号)を改正。	
57	【全国市長会】 都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。			E 提案の実現に向けて 対応を検討	市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大枠となるものであるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。 過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものと考ええる。 なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。	6【総務省】 (8)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(農林水産省及び国土交通省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。	事務連絡	平成27年5月15日	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議の手続きを通知するに際して、事前協議を廃止した。	
227	【全国市長会】 提案に賛同する。 また、市町村計画の変更にあたり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることであり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項		農林水産省、国土交通省、総務省	広島県	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときは、「促進事業の実施に関する事項」のみ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1 市町村中心の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でないこと 2 しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があること によるものである。 したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。	所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。 (農地転用については、全市町村の3割弱、本県においてはすべての市町で事務処理特例条例により実施)			
326	地方債協議制度から届出制度への移行	現在、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、18%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は届出団体(＝協議不要団体)となっており、民間資金の借入れに当たっては協議をすることを要しないとされている。他方、公的資金については、届出制度の対象外であり、協議制度が残されている。今年度は届出制度導入3年目に当たることから、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするとともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。	【改正の必要性】 協議不要団体が9割を超えているものの、届出実施団体が2割にも達していない現状を考慮すると、地方分権の推進の観点から届出制度をさらに定着させるための制度の拡充が必要である。 ①届出実施団体が増加していない理由の一つとして、総務省や都道府県への協議・届出の時期やその事務手続きが異なるため、結果として二重の手間が必要となる点が挙げられる。公的資金にも届出制度を導入することで、事務の軽減が図られる。なお、公的資金については、財政融資資金確保のため、財務省で事前に毎月の借入額を把握する必要があるが、公的資金を協議制度から届出制度に移行した場合でも、別途借入れ希望調査を実施して必要な情報を補うことで、「地方債発行タイミングの自由度の拡大」という届出制度のメリットは維持できる。 ②また、実質公債費比率が18%と16%という僅か2%の幅を挟んで3つの制度に分かれているが、特に本県のように、16%前後の団体については、毎年度協議と届出で区分が変わることがあり、決算数値が確定するまでの間は届出か協議かが決まらず、事務的な支障が大きい。18%と16%で財政健全化の状態が大きく異なるとは考えられず、18%に一本化し、区分の簡素化を図るべきである。 (現行) 民間資金 16%未満＝届出、18%未満＝協議、18%以上＝許可 公的資金 18%未満＝協議、18%以上＝許可 (見直案) 民間＋公的資金 18%未満＝届出、18%以上＝許可	地方財政法第5条の3	別紙あり	総務省	大分県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	C 対応不可	届出制度は、平成24年度から施行されたものであり、現在運用3年目となっている。 届出制度を導入した際に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)では、届出制度の導入から3年を経過した場合に、地方債の発行に関する国の関与の在り方の見直しを行うことを規定している。 平成27年度の見直しにあたっては、地方債の信用維持、公的資金の配分調整の在り方等の観点から、地方団体、市場関係者等の意見を聞きつつ、慎重に検討することとしている。	地方公共団体の自主性及び自立性を高めるために届出制度が導入されたにも関わらず、届出実施団体が2割にも達していない現状を踏まえ、27年度の見直しに向けて、同制度をさらに定着させるため、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするとともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することが必要である。			
565	地方公共団体と民間企業との間の交流派遣及び交流採用の可能性	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、自分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法の改正や、また、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しである、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	地方公務員法第17条、第18条 (国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)		総務省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	民間企業の従業員を、その身分を保持したまま地方公務員として任用し、公務に従事させることについては、現行制度においても、以下の方法により可能である。 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に基づき、任期付職員として任用する。その際、営利企業等への従事に係る任命権者の許可(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第38条)をすること ・地公法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職職員等として任用すること 具体例として、東日本震災の被災市町村においては、上記の方法により民間企業等の従業員がその身分を保持したまま任用されている。 また、地方公務員を、その身分を保持したまま民間企業に雇用させることについては、地公法の規定に基づく研修派遣等の活用が考えられる。 なお、退職派遣の場合であっても、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項に定める場合は、退職手当に関する条例上、退職派遣者となっていた期間を職員の引き続いた在職期間から除算しないこととする等により、退職手当において不利な取扱いはならないよう、必要な措置を講ずることとしている。	官民人事交流法と同様の制度を創設することにより、人事交流に係る手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化を図ることができる。 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条において、任期を定めて採用することができるのは、「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」又は「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」のいずれかと定められており、人事交流を行う通常の業務について任期付職員の採用を行うことはできないので、対応できない。 なお、国家公務員についても、人事院規則8－12の第42条第1項において、「恒常的に置く必要がある官職に充てるべき常勤の職員を任期を定めて任用してはならない」とされている。 また、地方公務員法第3条第3項で列挙されている特別職は、副知事、地方公共団体の機関の長の秘書、臨時又は非常勤の顧問等であり、これらの職において官民の人事交流を行うことは、全く想定されない。 以上のことから、第1次回答による対応は不可能である。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、管理職員として派遣する場合など、実務研修的ではない派遣については、当該回答に記載されたような研修派遣としての位置づけにないケースもあると考えており、また、公益的法人等以外へ退職派遣するとなると退職手当の通算等の課題があることから、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整相案 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況					
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
243	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。	6【総務省】 (7) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(農林水産省及び国土交通省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。	法律	平成27年6月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			
326	【全国市長会】 公的資金の届出制については、提案団体の提案の実現に向けた検討が必要である。また、届出団体の要件の拡大については、十分な検討が必要である。			平成27年度中	平成26年11月から開催している地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会において検討中。	＜平26＞ 6【総務省】 (3) 地方財政法(昭23法109) 地方債の発行に関する国の関与の在り方(5条の3等)については、地方公共団体、市場関係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、平成27年度中に結論を得る。 ＜平27＞ 6【総務省】 (3) 地方財政法(昭23 法109) 地方債の発行に関する国の関与の在り方(5条の3等)については、地方債(公的資金を充当するものを除く。)の発行に係る協議を不要とする基準(実質公債費比率等)を緩和し、届出制度の対象を拡大する。あわせて、公的資金を充当する地方債のうち特別転貸債等を、新たに届出制度の対象とする。	法律	平成28年4月1日	地方債制度の見直しに関して「地方財政法」(昭和23年法律第109号)を改正する所要の法律が平成28年4月1日から施行。			
565	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	民間企業の従業員をその身分を保持したまま地方公務員として任用し、公務に従事させること及び地方公務員をその身分を保持したまま民間企業に雇用させることについては、現行制度においても、以下の方法の活用が考えられる。 1 民間企業等の従業員の任用 民間企業の従業員を任用する場合、民間で体得した専門的な知識経験又は優れた識見を活用して一定期間公務に従事してもらうことが多いと考えられる。このため、専門的な知識経験又は優れた識見を一定期間活用する場合に、任期を定めて任用する「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付法」という)」第3条第1項及び第2項の活用が可能であると考えられる。 なお、任期付法第3条に基づき任期付職員を採用する場合は、必ず公募により候補者を求めることを要するのからという懸念があると同っている。この点について、同任期付職員は選考により採用することとされているが、候補者を求めるにあたり、公募によらないこととしても差し支えない。この場合においても、採用しようとする者の知識経験又は見識を公正に検証することが必要である。 また、特定の学識・経験を必要とする職に、自らの学識・経験に基づき非専務的に公務に参画する場合には、特別職非常勤(地方公務員法(昭25年法律第261号)第3条第3項第3号)として任用することが可能である。 2 地方公務員の身分を有したままの職員派遣 研修派遣については、職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的とする範囲で、行うことが可能である。							

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	本提案に対して、当省のみで権限委譲の可否について判断を行うことは難しい。 また、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査権限の地方公共団体へ委譲をするにあたっては、これらの権限を有している全ての各関係府省庁が横並びで対応する必要があると考えられるところ、経済産業省が中心となり、対応を検討する必要がある。	総務省のみでの判断が難しいとの回答であるが、本案件については、地方分権改革に係る提案募集のスキームにより提案を行っているものであり、関係府省庁の調整を行った上で回答すべきものと考ええる。 なお、経済産業省から、昨年度の全国知事会の意見を理由に「対応不可」とされ、これに対して以下の意見を提出したことを参考までに申し添える。 昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考ええる。		・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定にすべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものと。	
260	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を越えることが明白になった場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考え。 それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考え。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。 日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	相模原市・浜松市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、指定都市は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを指定都市に移譲すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない指定都市から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記の通り、災害が指定都市の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における指定都市の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における指定都市の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を移譲する変更のみを実施することは不可能である。	第1次回答のとおり、現行の法の考え方では、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提とされているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急的なケースがあることから、本提案に至ったものである。 また、回答では、「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊に要請がかかることについて懸念されているが、派遣要請に至る判断基準は、広域調整等の対応の程度や段階によるものではなく、「自治体の対応能力を越えると当該自治体が判断した段階で」行えるべきと考える。 実際の災害においては、指定都市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整・情報共有などに一定の役割を担うこととなることから、その状況全般を踏まえうえて、自衛隊に派遣要請を行うものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有する」ことにはならないものと考え。		自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	
430	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地災その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	別紙あり(【提案事項】、【支障】、【状況・必要性】、【効果】について記載)	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	郡山市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市(市長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを市(市長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない市(市長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記の通り、災害が市(市長)の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における市(市長)の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における市(市長)の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を付与する変更のみを実施することは不可能である。	近年の災害は、ゲリラ豪雨による河川の氾濫や土砂災害等、局地的な災害が増加傾向にあり、また、その災害対応に当たっては、市民の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ的確な対応が必要となっている。 人口が密集した都市部においては局地的な災害等が発生すれば被害が大きくなる可能性が非常に高いため、一部地域的な災害等であっても、市長が自衛隊の派遣を直接要請できる権限を委譲されるよう再度要望する。		自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 ※平27対応方針（平27.12.22閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
368	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	提案の実現に向けて検討することは可能。ただし、例えば、同一の事業者が、複数の省庁が所管する複数の事業に参入している場合、一の事業分野のみを権限委譲すると、定期報告書の報告先が主務大臣ごとに異なる等、運用が複雑化し、事業者にとって大きな負担が生じる可能性がある。したがって、検討にあたっては、制度全体で共通の対応をとることが前提となる。	<平26> 4【総務省】 （1）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭54法49）（警察庁、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管） 特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平27> 4【経済産業省】 （1）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭54 法49） 特定事業者等が主務大臣に提出する定期報告（15 条）については、都道府県内の特定事業者等の実態（特定事業者等及びエネルギー管理指定工場等の名称等）及び都道府県別のエネルギーの消費実態（エネルギー管理指定工場等の各種エネルギーの使用量の合計）について、都道府県への情報提供を平成27 年度から行う。	—	—	左記平27対応方針の措置（検討）状況について、経済産業省関係フォローアップを参照	
260	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警察、消防等）を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 他方、被災地においてももともと災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。 さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたところであり（同条第1項後段）、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。これらを踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。					
430	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警察、消防等）を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 他方、被災地においてももともと災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。 さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたところであり（同条第1項後段）、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。これらを踏まえれば、市町村に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
628	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣要請をすることが原則となっている。 しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類が多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが求められると考える。 台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものと考ええる。 市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものと考ええる。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	長崎県	C	対応不可 災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市町村(市町村長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを市町村(市町村長)に移譲すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。 また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない市町村(市町村長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記の通り、災害が市町村(市町村長)の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における市町村(市町村長)の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における市町村(市町村長)の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を委譲する変更のみを実施することは不可能である。	回答については、了解しました。 災害が大規模化・特殊化している中、住民の生命・財産を守るため、自衛隊の部隊に頼らざるを得ない事態や緊急性がある場合には、今後ともご協力をお願いしたい。		自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	
683	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時には、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市の長である市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を崩しておらず、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は甚大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ国において情報収集が遅くなる要因となるのではないか。	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2		防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	横浜市	C	対応不可 災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 警察の運用、消防の広域応援、DMAT(災害派遣医療チーム)との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市(市長)は上記を運用する立場にないところ、仮に現行の災害法制を維持したまま、自衛隊への災害派遣要請権限のみを市(市長)に付与すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽くさない段階で自衛隊に要請がかかることとなる。換言すれば、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することとなるため、各機関の性質・役割分担を考慮すると、制度的に不適切である。また、運用の観点からは、上記の通り、災害対策に従事する各機関を運用する立場になく、広域的被災状況を把握する立場にない市(市長)から直接災害派遣要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記の通り、災害が市(市長)の範囲内に限定して発生するか否かに関わらず、災害法制における市(市長)の位置づけが、総合調整機能を担い、地方公共団体の対応を尽くす立場にないため、災害法制全体における市(市長)の役割分担及び権限を変更することなしに、自衛隊の災害派遣要請権限を付与する変更のみを実施することは不可能である。	第1次回答のとおり、現行の法の考え方では、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提とされているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急的なケースがあると考ええる。 また、回答では、「地方公共団体による対応を尽くさない段階で」自衛隊に要請がかかることについて懸念されているが、派遣要請に至る判断基準は、広域調整等の対応の程度や段階によるものではなく、「自治体の対応能力を越えたと当該自治体が判断した段階で」行えるべきと考ええる。 実際の災害においては、市は、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整・情報共有などに一定の役割を担うこととなることから、その状況全般を踏まえたうえで、自衛隊に派遣要請を行うものと考えており、このため、「自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有する」ことにはならない。		自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
628	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	提案団体には、第一次回答でご納得いただいたものと考えている。					
683	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	第1次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めているところです。 他方、被災地においてもっとも災害の状況を迅速かつ的確に把握しうる状況にある市町村長についても、それに準ずる権限が必要であることから、災害対策基本法第68条の2第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができることとされています。また、同条第2項の規定により、市町村長は、同項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、当該通知を受けた、防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、都道府県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで災害派遣を行うことができます。 さらに、平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会は、以上の枠組みと災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえた上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる」べきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第68条の2を改正し、市町村長が都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めた場合において、市町村長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができることとしたところであり(同条第1項後段)、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行い得る枠組みが確保されているものと考えております。 加えて、今般の御意見に対し、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 これらを踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「『直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)』」に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところ。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等		内閣府、総務省、国土交通省	大阪府	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」として、適切な財政措置を講ずることとしている。	全国知事会が、H25.11.14「『直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)』」に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところである。 第1次回答にてお示しの「所要額を適切に積み上げた総額」が、移管路線において現在維持管理に要している費用を確保したものなのか判断できないことから、まずは所要額の積上げ方法とそれによる措置額、移管路線において実際に維持管理に係る費用について提示頂きたい。 ご提示頂く積上げによる措置額と、実際に維持管理に係る費用との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。		直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実の実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実な措置を講じるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
806	地域経済循環創造事業交付金の交付申請事務の見直し	当該交付金については、直接総務省に申請を行っているが、都道府県を経由することとし、交付決定に当たり、優先順位を求めるなど都道府県意見を反映させること。	【現行】 地域経済循環創造事業交付金では、交付対象は都道府県、市町村とされており、両者ともに交付申請にあたっては、直接総務省に提出することとされている。 【支障事例】 現在、各都道府県では、交付決定後に総務省から応募事業の総括表を提出することが求められているため、市町が総務省に申請後に、市町から申請書の写しを入手しているが、煩雑な作業となっている。 また、当事業を広域的観点から効果的に実施するためにも、都道府県が市町村の補完をすることが不可欠である。 【改正による効果】 交付申請の段階で都道府県を経由させ、地域の現状を把握している各都道府県において、申請事業に意見や優先順位等を付することにより、より効果的な事業実施が可能となる。 【要綱への反映】 具体的には、交付要綱の「第7 交付申請」において、市町村は都道府県を通じて交付申請書を大臣に提出すること、都道府県は、市町村から提出された交付申請書について、本事業の趣旨に添ったものであるか審査することを規定することが必要である。	地域経済循環創造事業交付金交付要綱		総務省	兵庫県、徳島県	D 現行規定により対応可能	交付申請書の提出方法及び都道府県が優先順位を付することについては、交付要綱において制限していない。 したがって、地域の実情により必要があれば、運用上、それぞれの都道府県の判断で、管内市町村と調整いただき、提案のとおり取扱いいただいて構わない。 なお、提案中「各都道府県では、交付決定後に総務省から応募事業の総括表を提出することが求められている」とあるが、総務省は、都道府県に対し、総括表の提出を交付決定後ではなく、交付申請時をお願いしている。	・対応済みと理解(本県提案を受けて運用の見直しを行ったものと認識)			
893	地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域経済循環創造事業交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。	地域経済循環創造事業交付金交付要綱		総務省	埼玉県	C 対応不可	本事業は、総務省が推進する「地域の元気創造プラン」に基づき、全国に産・学・金・官地域ラウンドテーブルを作り、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」を全国に展開するため、地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こすモデルの構築を行う自治体を支援するものである。 従来型の大企業の工場誘致では、特にグローバル企業の場合、諸外国との人件費の差が大きいため、国内工場ではあまり雇用を生みず、撤退のリスクもある。したがって、地域経済の振興のためには、逃げない企業として地域に存続する地域密着型の企業をできるだけ多く立ち上げていくことが有効である。 このために、できる限り多くの自治体でモデル事例を構築する必要があるが、これまで160事業交付決定している中、いまだ採択事例のない府県もあるなど、地域によって取組体制に差があるため、業務の移譲は時期尚早であると考えている。	地域密着型企業と地域金融機関のマッチングについては、都道府県で多くのノウハウを有している。都道府県への財源・権限の移譲が行われれば、既存の効果が高い事例を踏まえた新たなモデルを構築することなどが可能になり、より地域に根差す企業の増加に資すると考える。 また、地域の実情をより把握している都道府県が市町村に対して本事業の実現可能性を具体的に提案などを行うことなどを通して、できる限り多くの自治体でのモデル事業構築に寄与できる。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 (平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記)	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
697				D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、個別協議を行った結果、一部の国連について、平成27年度より移管が行われる見込みとなっているところ。現在、その維持管理費の扱いについて、閣議決定を踏まえ、適切に対応するよう、政府の予算プロセスの中で検討中である。					
806	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。	4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。	通知	平成27年2月6日	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付け総行政10号)	
893	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			E 提案の実現に向けて対応を検討	産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。 各地域での創業を強力に推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築するため、認定については国が行う必要がある。このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は上述した運用改善により、都道府県との一層の連携強化を図ってまいりたい。	[再掲] 4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。	通知	平成27年2月6日	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付け総行政10号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
892	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち過疎地域等自立活性化推進交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 過疎法に基づく埼玉県過疎地域自立促進方針及び埼玉県過疎地域自立促進計画との整合を図るため。	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱		総務省	埼玉県	C	対応不可 過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という。)においては、過疎対策の主体は市町村とされており、これに都道府県が協力し、国が支援することにより推進することとされており、法の趣旨に基づき、過疎地域等自立活性化推進交付金により過疎地域の自立活性化に資する事業を支援しているところである。 財政上の制約がある中で、過疎対策の主体である過疎地域市町村に対する支援の最適化を図るには、先進的・波及性のある事業などに限定する必要があるため、全国的見地から、過疎地域市町村が行う事業が過疎地域等自立活性化推進交付金の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査したうえで、当該事業に必要な金額の支援を過疎地域市町村に行うべきであることから都道府県への移譲は妥当ではない。 なお、市町村の過疎対策は、あらかじめ都道府県との協議を要する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施され、交付金の申請は都道府県を通じて行われるため、都道府県で定める過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進都道府県計画との整合性は図られていると考える。	過疎対策の主体は市町村ではあるが、人的・財政的な面からも都道府県の協力や支援が必要である。 地域の実情や課題は、地域ごとに異なっており、全国一律ではない。 県内の過疎地市町村の状況は、国よりも市町村に近い都道府県が把握しており、市町村と都道府県とが一体となって過疎対策事業を企画・実施することで、より効果的な事業が可能となる。 また、過疎対策事業は市町村単独ではなく、県の事業との連携を図ること で、より効果が発揮できる。事業によっては、複数年度に渡るものもあり、補助採択が担保されないという計画的な事業の実施が困難となることも想定される。 地域の実情を把握した県が市町村と連携したより効果的な事業を実施するためにも、交付金に係る財源・権限を都道府県へ移譲し、県から市町村に補助することで、地域の実情に合ったより自由度の高い補助制度とすべきである。			
894	緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項」に密接に関連するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	消防組織法第42条第2項 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱		総務省(消防庁)	埼玉県	C	対応不可 緊急消防援助隊は、大規模災害や特殊災害の際は被災地以外から消防力を集中的に投入する必要があるため結成するものであり、その設備の整備についても国が責任を果たす必要がある。	国は財源を確保することで責任を果たせるものと考えられる。 緊急消防援助隊の増隊計画は各消防本部の実情を勘案しながら県が実施しており、効率よく増隊を進めるには、補助事業の交付選定等を含めて県が各消防本部と相談することが必要である。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲すべきである。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
895	消防防災施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち消防防災施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項」に該当するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	消防組織法第42条第3項 消防施設強化促進法 消防防災施設整備費補助金交付要綱		総務省(消防庁)	埼玉県	C	対応不可 地方公共団体が地震等の大規模災害や林野火災、増加する救急需要等に適切に対応するために必要な消防防災施設のうち、特に重要なものについては、その優先度を勘案しながら整備を進める必要があるため、国が補助制度を活用してこれを補うのが適当である。	国は財源を確保すること及び優先的に整備を進める消防防災施設の基準を示すことでその責任を果たすものと考えられる。 優先度を勘案した整備を進めるためには、県内の消防本部の実情を最も把握理解している県が補助事業の消防の広域化や各消防本部の実情を踏まえたきめ細やかな施設整備を進める必要がある。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲すべきである。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		(平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 (平28対応方針(平28.12.20閣議決定)抜粋) ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
892	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	市町村の過疎対策は、都道府県の過疎地域自立促進方針に基づき策定する過疎地域自立促進市町村計画により実施されるものであり、当該市町村計画は、あらかじめ都道府県とその内容を協議することとされている。このことよって、市町村の施策と都道府県の施策との整合性が確保されており、現行においても、市町村と都道府県とが連携した効率的な事業実施が図られているものとする。					
894	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	緊急消防援助隊は、大規模災害や特殊災害の際は都道府県内のみならず全国的規模で消防力を集中的に投入する必要があるため結成するものであり、その設備の整備に要する経費については、消防組織法第49条第2項に基づく法律補助として、国が補助するものとされている。 緊急消防援助隊設備整備費補助金については、平成30年度末までに可能な限り速やかに隊種ごとの登録目標隊数に達するよう、部隊ごとの登録隊数の状況や地域間の登録状況のバランスを勘案して配分することとしているところ。 したがって、手上げ方式や社会実験による対応は適さないものである。					
895	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	消防防災施設整備費補助金については、地方公共団体が地震等の大規模災害や林野火災、増加する救急需要等に適切に対応するために必要な消防防災施設のうち、特に重要なものとして整備を進める必要があるものについて、要望団体の財政力や地域事情を勘案して、優先度を付けて配分しているところ。 したがって、手上げ方式や社会実験による対応は適さないものである。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
896	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であり、県内市町村の実情を反映できない。	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱		総務省	埼玉県	D 現行規定により対応可能	本支援事業の一部(携帯電話等エリア整備事業)は、都道府県が市町村へ補助する制度を対象に、その事業費の一部を都道府県に押し補助するスキーム(間接補助)となっている。それ以外(地上デジタル放送送受信環境整備事業、周波数有効利用促進事業、民放ラジオ難聴解消支援事業)についても、市町村等の要望調査の取りまとめや補助対象市町村等との連絡調整を都道府県が担うことにより、都道府県による関与や都道府県内市町村の実情把握が十分可能となっている。	国が都道府県を介さずに市町村へ直接交付する補助金は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。都道府県が実施する事業との連携を図り、効果を最大限に発揮する観点から、自由度を高めた上で、都道府県に移譲すべきである。		国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくりとの連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
71	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。 【本県の状況】 連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等には県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。 【懸念の解消策】 市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術・シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	産業競争力強化法第113条		経済産業省、総務省	山梨県	C 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされることが懸念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通して都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。	起業・創業の促進は、総務大臣が提唱された「ローカル10000プロジェクト」や「日本再興戦略」のKPIに示されるように、今後とも積極的に取り組んでいくべき事項であり、現状の認定件数を前提に事務処理が非効率になる恐れがあることをもって、権限移譲の対応不可とすることは如何かと思います。 また、各地のモデルとなる創業支援体制に係る全国的な横展開の件については、まず、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては都道府県における創業支援施策や県を単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有化を図ることで十分に対応可能と考えます。		・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
391	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。 【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規則第41条～第45条	大分県提案分	経済産業省、総務省	九州地方知事会	C 対応不可	現在、『『地域元気創造プラン』による地域からの成長戦略』(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進しているところであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画の認定に関与する必要がある。 また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされることが懸念される。 各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。	都道府県では既に独自の創業支援施策を実施しており、市町村との連絡・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることから、大きな非効率性は生じないものと考える。 また、地域の特徴ある創業支援体制を全国に横展開する取組は重要であるが、そうした全国比較については必ずしも計画認定の段階で行う必要はなく、国における補助事業の採択審査や、事例集作成等により実施可能である。都道府県に認定権限を移譲することで、申請から認定に至る期間の短縮のみならず、地域の独自性の深掘り、実効性の高い支援体制の構築につながり、モデルの創出にも資するものと思われる。さらに、こうして構築した市町村の創業支援体制を、大分県における「3年間で1,000件の創業支援」といった都道府県の定量目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率10%」「ローカル10,000」といった国の目標の実現にも貢献できるものと考える。 なお、大分県内の市町村からは、出張旅費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。		・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
699	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。 第113条 創業支援事業計画の認定 第114条 創業支援事業計画の変更等 第137条3項 報告書の徴収 第140条1項6号 主務大臣等	【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。 さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。 【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。 行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。 【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に關係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。 ※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市区町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、 第140条1項6号		経済産業省、 総務省	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	C 対応不可	現在、「『地域の元氣創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進しているところであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画の認定に関与する必要がある。 また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。 各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。	【認定件数増加への寄与】 都道府県が持つネットワーク力で地域特性に応じた市町村の創業支援事業計画の策定支援を行うことができ、今以上に認定件数を増やすことが可能になる。 実際、9月締切の第3回申請は、大阪府では2市のみ、関西の他府県では申請がないと聞いているが、単独では認定を受けることが難しい自治体もあることも一因として考えられる。 この点、都道府県への創業支援事業計画の権限移譲により、近隣地域とのバランスを考慮して、都道府県が「商工会連合会等と連携して法の枠組み以外で行う創業支援施策＝補完行政」を行うことができ、また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請を誘導することも容易になる(例えば、大阪府は、「事務の共同処理」「機関や内部組織等の共同設置」等の市町村の連携を促進した実績がある)。このように、都道府県への権限移譲により、「ローカル10,000プロジェクト」等の政府目標に貢献することができ、申請件数に陰りが見える現状からすれば、決して時期尚早ではないと考える。 【執行体制の整備の必要性について】 執行体制については、都道府県に創業支援担当が、創業支援ポータルサイトの運営、所管の商工会・商工会議所(地域の創業支援事業の中核)への指導監督を通じて、創業支援情報の入手、市町村や経済団体との情報交換を通じて各創業施策を総合的にコーディネート、情報の集約発信は行っており、経済産業局以上に地域の実情を把握している。改めて体制整備に努めずに現状で認定、指導対応は十分可能である。 ＜大阪府の取組＞以下を通じて、創業支援機関の活動状況や能力を把握・集約・創業支援機関ネットワーク会議(官民90団体以上が参加) ・支援機関推薦型創業ビジネスコンテスト ・大阪府、メールマガジンの配信 【先進的な取り組み等の反映について】 地域の「秀逸なモデル」ピックアップするには、地域実情を把握している都道府県が最適である。『他地域の先進的な取り組みの反映』については、適切な技術的助言に基づき府県から事例を国に報告・集約し、それをフィードバックする仕組みで、極めて容易に解決、最適化が実現できる。	有り	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
56	市町村選挙における争訟手続の見直し	市町村が管理執行する選挙における異議の申出において市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選管を被告として、裁判所に訴訟を提起することができるよう、公職選挙法を改正されたい。	【現状】 市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選挙に係る選挙無効及び当選無効の訴えについては、市町村選管に対する異議の申出(公選法202①、206①)、都道府県選管に対する審査の申立て(公選法202②、206②)を経て、都道府県選管の裁決に不服がある場合は、都道府県選管を被告として高等裁判所に訴訟を提起することができる(公選法203、207)こととなっている。 【制度改正の必要性】 都道府県選管が審査庁として介在し、また、市町村の選挙に係る訴えであるにも関わらず都道府県選管が被告となることは、都道府県の知事又は議会議員の選挙に係る同様の訴えにおいて都道府県選管への異議申出の後、直ちに都道府県選管を被告として出訴できるとと比較して不均衡であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。 【支障事例】 なお、平成18年5月に執行された愛知県内の市議会議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選管の決定を経て、県選管に対し審査申立がなされ、最終的には平成19年3月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。	公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条		総務省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村の議会の議員及び長の選挙・当選の効力に係る争訟手続について、現行制度は、市町村の選挙管理委員会の異議の決定に不服がある場合に、都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができることとし、さらに当該審査の申立ての裁決に対して不服のある場合に、都道府県の選挙管理委員会を被告として、訴訟を提起することができるものとしている。現行制度は早期に選挙・当選の効力を確定させる等の観点から一定の合理性を有するものであるが、公職選挙法制定当時の制度であり、現在の市町村の行財政基盤の状況に照らすならば、その見直しについて検討の余地はあるものと考えられるところである。 現行制度については、市町村における訴訟の対応のための体制や、地方公共団体の機関がした処分について、個別法の規定に基づいて国や都道府県に対して審査請求・再審査請求をすることができる、いわゆる裁定的関与との関係等も踏まえつつ、今後、有識者の意見等を聞きながら、議論を行うことを検討したい。	本県の提案について、貴省において有識者の意見を聞きながら、議論を行うことを検討されるとのことであり、是非この機会に積極的な議論が行われるようお願いしたい。		都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地域の実情を踏まえ、都道府県と市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調査結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
699			(i)通知 (ii)検討予定	E 提案の実現に向けて対応を検討	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。 具体的には、市区町村から計画の提出等があった場合に、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」内に掲載し、直ちに都道府県が市区町村の計画等を閲覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共有を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。 <認定権限について> 各地域での創業を強力に推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるため、認定については国が行う必要がある。このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は上述した運用改善により、都道府県との一層の連携強化を図ってまいりたい。	<平26> [再掲] 4【総務省】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 4【総務省】 (1)産業競争力強化法(平25 法98) 創業支援事業計画の認定(113 条1項)については、附則2条2項に基づく見直しの期限とされている平成29 年度末までに、その権限の全部又は一部を都道府県に移譲することも含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：経済産業省)	<平26> (i) 通知 <平26> (ii)及び<平28> 現状維持	<平26>(i) 平成27年2月6日	<平26>(i) 「産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定に係る都道府県の支援について」(平成27年2月6日付け総行政10号)	
							—	平成27年度末にかけて、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画認定制度の効果等について、都道府県、市区町村等へのアンケート調査を実施した上で、現在の制度枠組み等について、中間評価・検証を行った。本検証結果において、国の主導を評価する声が高かったことを踏まえ、国が認定を行う創業支援スキームを維持するとともに、都道府県は、引き続き情報提供等を通じて計画策定に参画することとした。 今後、要望を受けて、産業競争力強化法の見直し期限である29年度末にかけて、市区町村での創業支援事業計画の認定権限の全部又は一部を都道府県に移譲することを含めて、中小企業庁の審議会等の議論も踏まえ、改めて検討を行ったところ。 検討の結果 (1)現行の創業支援事業計画については、集中実施期間中において1,741市区町村中1,379市区町村が認定を受けるに至り、国主導で市区町村に対して計画策定を促していくスキームは、平成27年度末の中間評価・検証と同様に、非常に効果的であったと評価できること。 (2)開業率の更なる向上に向けて、従来の創業支援事業に加えて、新たに創業に関する普及啓発を図る事業についても認定を行うように同法を改正する見通しであり、新たな計画策定についても引き続き国主導で市区町村に計画策定を促すことが必要であること。 以上から、平成27年度末の中間評価・検証の結論と同様に、市区町村が計画を申請し、国が認定する現状のスキームを維持しつつ、26年及び27年対応方針に基づき計画認定や創業者向け補助金の審査における都道府県との連携強化により対応していくこととする。		
56	【全国市長会】 現行制度で特に支障はないところである。		検討予定	平成27年度以降	市町村における訴訟の対応のための体制等も踏まえつつ、有識者の意見等を聞きながら平成27年度より検討を行い、その結果を踏まえ対応予定。	6【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとすることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	①適正な選挙結果の確保及び争訟終結の早期化による法的安定性の確保を図るため、訴訟対応の経験やノウハウを有し、選挙の執行に関する専門的知見を備える都道府県選挙管理委員会が審理することが必要であること ②全国市区選挙管理委員会連合会への意見聴取等においても、訴訟対応の経験やノウハウ、人員体制等の観点から、制度改正に反対である旨の意見があったこと ③仮に、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟できることとした場合には、市町村選挙管理委員会の決定を不服とする者が訴訟を提起することにより、都道府県選挙管理委員会が審理する場合よりも多くの日数を争訟の終結までに要することも考えられること 等を踏まえ、市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続の見直しは行わないこととする。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
331	市町村選挙における争訟手続の見直し	県選管が実施している市町村選挙に対する不服審査制度を廃止し、市町村選管への異議申し立て後直ちに提訴できる仕組みとすべき。	①地方自治法の改正により都道府県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の指揮監督権を有しない。 ②市町村の選挙について実情を最も把握しているのは当該市町村の選挙管理委員会であり、訴訟上の当事者主義にもかなう。 ③市町村選挙管理委員会の決定に不服がある者が直ちに高等裁判所に市町村選管を被告として訴訟を提起することができるようにすることは、争訟のスピードアップにつながり、当事者双方にとってもメリットがある。	公職選挙法第202条2項、第203条、第206条2項、第207条		総務省	群馬県	E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村の議会の議員及び長の選挙・当選の効力に係る争訟手続について、現行制度は、市町村の選挙管理委員会の異議の決定に不服がある場合に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができることとし、さらに当該審査の申立ての裁決に対して不服のある場合に、都道府県の選挙管理委員会を被告として、訴訟を提起することができるものとしている。現行制度は早期に選挙・当選の効力を確定させる等の観点から一定の合理性を有するものであるが、公職選挙法制定当時の制度であり、現在の市町村の行財政基盤の状況に照らすならば、その見直しについて検討の余地はあるものと考えられるところである。 現行制度については、市町村における訴訟の対応のための体制や、地方公共団体の機関がした処分について、個別法の規定に基づいて国や都道府県に対して審査請求・再審査請求をすることができる、いわゆる裁定的関与との関係等も踏まえつつ、今後、有識者の意見等を聞きながら、議論を行うことを検討したい。	積極的な議論をお願いしたい。		都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地域の実情を踏まえ、都道府県と市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調査結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
331	【全国市長会】 いわゆる裁定的関与との関係等で検討の余地はあると考えるが、現行制度で特に支障はないところである。			平成27年度以降	市町村における訴訟の対応のための体制等も踏まえつつ、有識者の意見等を聞きながら平成27年度より検討を行い、その結果を踏まえ対応予定。	〔再掲〕 6【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとすることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	-	-	①適正な選挙結果の確保及び争訟終結の早期化による法的安定性の確保を図るため、訴訟対応の経験やノウハウを有し、選挙の執行に関する専門的知見を備える都道府県選挙管理委員会が審理することが必要であること ②全国市区選挙管理委員会連合会への意見聴取等においても、訴訟対応の経験やノウハウ、人員体制等の観点から、制度改正に反対である旨の意見があったこと ③仮に、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟できることとした場合には、市町村選挙管理委員会の決定を不服とする者が訴訟を提起することにより、都道府県選挙管理委員会が審理する場合よりも多くの日数を争訟の終結までに要することも考えられること等を踏まえ、市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続の見直しは行わないこととする。	